公　民

公民的分野　検定合格教科書比較

自由民主党 政務調査会
文部科学部会

【参考（平成２３年度使用教科書の占有率など）】

社会（公民的分野）		
発 行 者	需 要 数	占 有 率
東京書籍	７３２，７９６	６１．０％
日本文教出版（中学社会）	１６４，５８８	１３．７％
教育出版	１３８，４８２	１１．５％
帝国書院	７６，２５８	６．３％
清水書院	４６，０８２	３．８％
日本書籍新社	２２，００７	１．８％
日本文教出版（中学生の社会科）	１７，５０６	１．５％
扶桑社	４，２１５	０．４％
８種	１，２０１，９３４	

※ 日本文教出版が２種発行

※ 以下、発行者の記載順は占有率による（自由社・育鵬社を除く）

公民教科書全体の評価のポイント

学習指導要領（公民的分野の目標（１）（３））

「個人の尊厳と人権の尊重の意義，特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、**国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う**。」

「国際的な相互依存関係の深まりの中で、世界平和の実現と人類の福祉の増大のために、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことが重要であることを認識させるとともに、**自国を愛し、その平和と繁栄を図ることが大切であることを自覚させる**。」

公　民

１．国旗・国歌

【東京書籍】（今夏に採択される教科書の記述。以下同）

「主権国家は、国家を示すシンボルとして、国旗と国歌を持っています。日本では、１９９９年に法律で『日章旗』が国旗、『君が代』が国歌と定められました。国どうしが尊重し合うために、たがいに国旗・国歌を大切にしていかなければなりません。」

【帝国書院】

「国民の自覚を高めるために用いられるものに世界各国の国旗と国歌があります。ほかの国々の国旗と国歌を尊重することは現代世界の礼儀となっています。」

【自由社】

「主権国家の独立と尊厳を表し、国家の掲げる理想や、国民が共有する誇りや連帯心を象徴するものとして国旗と国歌があります。国旗と国歌に対する敬愛は、国を愛する心情につながっています。また、国際社会では、他国の国旗と国歌に対して、自国のそれと同等に敬意を表するのが基本的礼儀となっています。」

他に、コラム「国旗と国歌を考えてみよう」において、「日章旗」や「君が代」の意味、「国旗掲揚の国際儀礼」などを詳しく紹介している。

公　民

２．領　土

【教育出版】

「日本海に位置する竹島（島根県）については、日本と韓国の間にその領有をめぐって主張に相違があり、未解決の問題になっています。また、東シナ海に位置する尖閣諸島（沖縄県）については、中国もその領有を主張しています。」

【帝国書院】

「歯舞諸島・色丹島・国後島・択捉島は、明治時代から、日本の領土として国際的に認められてきました。しかし、第二次世界大戦後にソ連が占領してから６０年以上、これらの島々ではソ連、そしてロシアの支配が続いています。」

【自由社】

「わが国には、領土に関して、北方領土問題、竹島問題、尖閣諸島問題という三つの重大な領土問題があります。いずれも、歴史的にも国際法的にもわが国固有の領土ですが、近隣諸国が不法に占拠したり、不当に領有を主張したりして紛争となっています。」

【育鵬社】

「日本も近隣諸国との間で領土問題をかかえています。歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方領土、日本海上の竹島は、それぞれロシア、韓国がその領有を主張し、支配しています。また、東シナ海上の尖閣諸島については、台湾と中国がその領有を主張しています。しかし、これらの領土は歴史的にも国際法上も、日本の固有の領土です。」

３．自衛隊（自衛隊と憲法９条の関係）

【東京書籍】

「自衛隊が憲法に違反していない理由として、政府は、主権国家には自衛権があり、憲法は『自衛のための必要最小限度の実力』を持つことは禁止していないと説明しています。しかし、平和と安全を守るためであっても、武器を持たないというのが日本国憲法の立場ではなかったのかという意見もあります。」

「自衛隊は、日本の防衛という本来の任務に加えてさまざまな活動を行っています。（ＰＫＯ等を例示）一方で、このような自衛隊の任務の拡大は、世界平和と軍縮を率先してうったえるべき日本の立場にふさわしくないという声もあります。」

【日本文教出版】

「政府は、自衛隊は自衛のための必要最小限の実力であって、第９条の禁止している『戦力』ではない、という立場にたっています。これに対して、第９条は武力によらない自衛権だけを認めているのだから、自衛隊は憲法に違反しているとか、自衛隊の装備は自衛のための最小限の実力をこえている、といった意見があります。」

【教育出版】

「１９９２年、国際平和協力法（ＰＫＯ協力法）が成立し、自衛隊がカンボジアに派遣されました。その後も、国外の戦争や紛争時に、米・英軍などの治安維持活動を後方で支援するため、政府が『非戦闘地域』とする現地に自衛隊が派遣され、さまざまな活動を行っています。ただ、国民のなかには、自衛隊の海外派遣や装備の拡張が、自衛隊の本来の目的を越えているのではないかという意見もあります。」

【帝国書院】

「自衛隊は、日本の安全を保つことを任務として発足し、冷戦の時代を通して、その人員や装備を増強してきました。しかし、戦争の放棄と戦力の不保持、交戦権の否認を定めた憲法第９条、そして平和主義に反するのではないかという議論は、冷戦終結後の今日も続いています。政府は、自衛隊は自衛のための必要最小限の実力組織にすぎないから戦力にあたらないし、戦争放棄といっても自衛権を放棄したわけではないので違憲ではない、としています。」

公　民

【清水書院】

「日本国憲法は『戦力』の不保持を定めている。政府は憲法制定当初、それを『一切の軍備』の不保持を定めたものとして理解していた。しかし、自衛隊の創設によって、その理解に矛盾が生じた。そのため、政府は『自衛のための必要最小限度の実力は戦力にあたらない』という解釈を採用することにより、自衛隊は憲法第９条と矛盾しないとして、こんにちにいたっている。それに対して、いっぽうで、自衛隊は憲法に違反するという判例や学説があり、また自衛隊の縮小を唱える意見がある。他方で、憲法第９条を改正しようとする主張も根づよく、論議がつづいている。」

【自由社】

「世界的にも有数な実力を備えた自衛隊を『戦力に至らない』とする政府の憲法解釈には批判も多く、憲法改正を行って自衛権の保有を宣言し、自衛隊をわが国の軍隊として位置づけるべきだという主張もあります。」

さらに、災害派遣のコーナーで、東日本大震災を受けての自衛隊の活動を追記している。

【育鵬社】

「日本国憲法第９条には『戦力』の不保持がうたわれています。そのためこの憲法の下で自衛のための武力がもてるのかという議論がなされてきました。政府は、ここでふれられている戦争とは『他国に侵攻する攻撃』をさすのであり、『自国を守る最低限度の戦闘』までも禁じているものではなく、自衛のための必要最小限度の防衛力をもつことまでは憲法は禁止していないと解釈し、自衛隊を憲法第９条に違反しないものと考えています。憲法の規定と自衛隊の実態との整合性については、今なお議論が続いています。」

公　民

４－①．在日韓国・朝鮮人の背景（「強制連行」に関わる記述）

【東京書籍】

「２００８年現在、日本には５９万人の在日韓国・朝鮮人の人たちがくらしています。この人たちの多くは、１９１０年の日本の韓国併合による植民地統治の時代に、日本への移住を余儀なくされた人たちや、意思に反して日本に連れてこられて働かされた人たちとその子孫です。」

【日本文教出版】

「わが国は、第二次世界大戦が終わるまで朝鮮半島を植民地支配していました。その朝鮮から移住してきた人々が、民族の誇りを守りながら、その子孫も含めて多く住んでいます。」

【教育出版】

「かつて政府は朝鮮を支配し、第二次世界大戦中には、多くの朝鮮人が日本に連れてこられました。」

【帝国書院】

「現在、日本に多くの在日韓国・朝鮮人が住んでいます。第二次世界大戦が終わったとき、植民地政策などで約２００万人の朝鮮人が日本にいました。」

【清水書院】

「日本には現在およそ２１５万人の外国人が住んでいる。在日外国人の約３割と多くをしめるのは韓国・朝鮮籍の人びとである。そのなかには、日本による植民地支配後、やむをえず日本へ移住してきた人びとの子孫も少なくない。民族の誇りをもって日本社会で活躍する在日韓国・朝鮮人も多いが、学校生活や就職での差別をさけるため、本名を名のれず、日本名でくらしてきた人びともいる。」

【自由社】

「かつて、わが国が韓国を併合したいきさつから、今日、わが国には２００８年現在、約５９万人の韓国人と朝鮮人が在住している。また近年では、留学や仕事、観光などで来日し、居住する外国人が増えている。」

公　民

【育鵬社】

「国際化の進展や、日本が朝鮮半島や台湾を領土としていた歴史的な経緯から、日本には在日韓国・朝鮮人など多くの外国人が住んでいますが、言葉や習慣のちがいなどから外国人に対する差別が生じています。」

公　民

４－②．外国人地方参政権（４－①に関連して）

【東京書籍】

「しかし、就職や結婚などでの差別がなくなっていません。また、日本国籍を持たないため、選挙権や公務員になることなども制限されています。日本で生まれ生活していることやその歴史的事情を配慮して、人権保障を推進していくことが求められています。」

【日本文教出版】

「しかし、公務員への門戸は広がりつつあるものの、選挙権はなお制限されています。また、入居や就職などでの差別も残っています。これらの人々の人権保障については、日本で生まれ生活していることや、歴史的な事情が考慮されなければなりません。」

【教育出版】

「現在、日本に住む外国人には、選挙権や被選挙権、公務員になることなどに制限があります。これらについては、違憲ではないかとする訴訟がしばしば起こっています。」

【帝国書院】

「在日韓国・朝鮮人に対しては、戦前からあった朝鮮の人々への蔑視から、就職や結婚での差別、いじめなどが残っています。また、日本国籍がないため、日本に永住し、納税の義務をはたしても参政権はありません。職種によっては公務員になれず、社会保障も十分に受けられません。」

「世界には、外国人でも定住していれば、地方自治への参政権を認める国もあります。」

【清水書院】

「日本でともに生活しながら、日本国籍をもたない在日韓国・朝鮮人には、参政権や公務員になる権利などにも制約が残っている。」

公　民

【自由社】

「この（１９９５年の最高裁判所の）判決は、日本の選挙権を日本国民に付与し外国人に付与しないことは、合憲であり、権利の平等・不平等の問題ではないことを示した。」

【育鵬社】

「外国人にも人権は保障されますが、権利の性質上、日本国民のみにあたえられた権利は、外国人には保障されません。例えば、選挙権や公務員になる権利は、国家の意思を形成するという国民主権にかかわる権利であるため、本来、国民のみに保障された権利であると考えられています。」

５．拉致問題

【東京書籍】

「東アジア諸国との関係では、東アジアでＥＵのような共同体を構築するという東アジア共同体の構想を打ち出すなど、関係強化を進めています。その際、日本が過去に植民地支配を行い、戦争で大きな被害をあたえるなど、東アジアや東南アジアにたえがたい苦しみをもたらしたことを忘れてはなりません。解決すべき課題も存在します。朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は、核兵器の開発に乗り出し、ミサイルを発射するなど、問題の多い政策を取り続けています。日本との関係では拉致問題が残り、北朝鮮との関係は好転していません。」

【育鵬社】

「２００２年９月に北朝鮮の平壌で日朝首脳会談が行われ、北朝鮮は日本人を拉致したことを認めました。日本政府は、拉致問題の解決がなければ、北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの立場をとっています。しかし、その後は、拉致事件への北朝鮮の不誠実な対応が続き、交渉は進展していません。」

他に、巻頭グラビアで横田めぐみさんの写真を背に座る横田夫妻の写真を掲載し、課題学習のコーナーでも拉致問題を詳しく取り上げている。

（注）教科書からの引用は、原則として「白表紙本」によったが、採択に用いられる「見本本」が入手できた部分は、「見本本」によった。「見本本」では、各教科書会社が自主訂正を行うため、引用した記述が変更されている場合がある。なお、ルビは省略し、論点となる部分には下線を付した。また、東日本大震災を受けて、今後、教科書の記述が変更される可能性もある。

歴　史

歴史的分野　検定合格教科書比較

自由民主党 政務調査会
文部科学部会

【参考（平成２３年度使用教科書の占有率など）】

歴　　史		
発 行 者	需 要 数	占 有 率
東京書籍	６２７，９５１	５０．５％
日本文教出版（中学社会）	１９６，４１８	１５．８％
帝国書院	１７６，４６１	１４．２％
教育出版	１３８，３７７	１１．１％
日本書籍新社	３８，０９５	３．１％
清水書院	２９，２８７	２．４％
日本文教出版（中学生の社会科）	１６，２０４	１．３％
自由社	１４，５１２	１．２％
扶桑社	７，３１３	０．６％
９種	１，２４４，６１８	

※ 日本文教出版が２種発行

※ 以下、発行者の記載順は占有率による（育鵬社を除く）

歴史教科書全体の評価のポイント

学習指導要領（歴史的分野の目標（１））

「歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させ、それを通して我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えさせるとともに、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる。」

１．自虐史観・加害者の視点での記述

学習指導要領

「経済の世界的な混乱と社会問題の発生、昭和初期から第二次世界大戦の終結までの我が国の政治・外交の動き、中国などアジア諸国との関係、欧米諸国の動き、戦時下の国民の生活などを通して、軍部の台頭から戦争までの経過と、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる。」

参考：日教組の教育方針

「南京大虐殺、三光作戦、平頂山虐殺事件などの歴史的事実の学習を通して、日本の軍隊による中国への侵略・加害の実態を知る。」

（『これが平和学習だ！！』日教組平和学習冊子編集委員会編、２００１年）

「沖縄戦における『集団自決』に関する『教科書検定意見』を撤回するとともに、『従軍慰安婦』『侵略』など加害の視点での教科書の記述を復活させること。」

（「政策制度要求と提言」（２００９～２０１０年度版））

例えば、「南京大虐殺」に関する各教科書の記述は、以下の通り。

【東京書籍】

「戦火は中国北部から中部に拡大し、日本軍は、同年末に首都の南京を占領しました。その過程で、女性や子どもなど一般の人々や捕虜をふくむ多数の中国人を殺害しました（南京事件）。」

「この事件は、南京大虐殺として国際的に非難されましたが、日本の国民には知らされず、戦後の極東国際軍事裁判（東京裁判）で明らかにされました。被害者の数については、さまざまな調査や研究が行われていますが、いまだに確定していません。」（側注）

【日本文教出版】

「日本軍は、各地ではげしい抵抗にあいながらも戦線を広げ、１２月に占領した首都南京では、捕虜のほか、婦女子を含む多数の住民を殺害しました（南京事件）。」

歴　史

【帝国書院】

「南京では、兵士だけでなく、女性や子どもをふくむ多くの中国人を殺害し、諸外国から『日本軍の蛮行』と非難されました（南京虐殺事件）。しかし、このことは戦争が終わるまで、日本国民には知らされませんでした。」

【教育出版】

「１２月に占領した首都の南京では、多数の捕虜や住民を殺害し、国際的な非難を受けました（南京事件）。」

「この事件は、当時の国民には知らされず、戦後になって明らかにされました。」（側注）

【清水書院】

「この戦争での中国の民衆の被害は非常に大きかった。広大な中国大陸で作戦を展開して十分に補給を受けられなくなった日本軍の部隊は、中国人を労働力として徴発し、食料・物資の略奪もおこなった。また、敵がひそんでいるとして民家を放火したり住民を殺すこともあった。南京占領の際は、兵士のほか、捕虜や武器を捨てた兵士や老人・女性・子どもを含む非戦闘員も無差別に虐殺され、国民政府の臨時首都がおかれた重慶への空爆でも多数の民間人が犠牲となった。」

「南京大虐殺とよばれる事件。諸外国はこの南京大虐殺を強く非難したが、軍の統制を受けた報道によって当時の日本人はこの事実を知らなかった。」（側注）

【自由社】

「日本軍による南京占領の際に、中国の軍民に多数の死傷者が出たことが、のちに『南京事件』として宣伝されるもとになった。」（側注）

【育鵬社】

「このとき、日本軍によって、中国の軍民に多数の死傷者が出た（南京事件）。この事件の犠牲者数などの実態については、さまざまな見解があり、今日でも論争が続いている。」（側注）

２．琉球処分（国内における自虐史観・加害者の視点での記述）

学習指導要領

「（前略）新政府が行った、**廃藩置県**、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、**領土の画定**などを取り扱うようにすること。」

「『明治維新』については、**複雑な国際情勢の中で独立を保ち、近代国家を形成**していった政府や人々の努力に気付かせるようにすること。」

参考：日教組の琉球処分観

「（前略）県民のもつ琉球意識ゆえに、**明治以降、政府が天皇制国家体制に琉球を編入する際、これを『辺境の地』として琉球処分を断行**し、沖縄戦のさなかに至るまで、**沖縄の民衆を天皇の民に『変身』させるために皇民化教育を強力に推し進めた**という道です。（後略）」

（『これが平和学習だ！！』日教組平和学習冊子編集委員会編、２００１年）

「琉球処分」に関する各教科書の記述は、以下の通り。

【東京書籍】

「琉球王国は、薩摩藩に事実上支配されながら、清にも朝貢し、清を宗主国とする関係を結んでいました。（中略）さらに政府は１８７９年、軍隊の力を背景に、琉球の人々の反対をおさえつけて、沖縄県を設置しました（琉球処分）。」

「（前略）学校で沖縄方言を話した子どもに『方言札』と呼ばれる木の札を首からかけさせるなど、言葉や文化の面では本土に同化させる動きもとられました。」

【日本文教出版】

「（前略）明治になると、政府は、１８７２年に琉球藩をおいてその領有を主張しました。また、琉球の人々が台湾で殺されると、１８７４年に台湾に出兵して、清から賠償金を取りました。政府は、これによって琉球の領有権が認められたものとし、琉球藩が清と関係をもつことを禁止しました。さらに、１８７９年に軍隊を派遣して、廃藩置県を行い、沖縄県を設置しました（琉球処分）。しかし、清は、これを承認しませんでした。」

歴　史

【帝国書院】

「(前略) 新政府は、琉球を日本領に組み入れようと、１８７２（明治5）年に琉球藩を設置しました。琉球は、清との関係を保ちながら王国を維持しようとしましたが、新政府は、１８７９年、軍隊や警察の力を背景に琉球藩を廃止し、沖縄県を設置しました。」

「『日本国民』になるための教育や、琉球語を禁止し、生活様式、風俗などを日本人風にする政策を進めました。」

【教育出版】

「政府は、琉球を日本の領土にしようと、まず琉球藩をおき、台湾に漂着した琉球の漁民たちが殺害される事件がおこると、１８７４年、台湾に出兵しました。１８７９年には軍隊を送って琉球藩を廃止し、沖縄県を設けました（琉球処分)。」

「(前略) １８７５年、政府は琉球の代表を上京させ、まだ続いていた清との関係を絶つように求めましたが、琉球側は強く抵抗しました。その後の説得にも応じない琉球側に対し、１８７９年、政府は武力で首里城を占領し、廃藩置県を断行しました。琉球王国は崩壊し、尚泰は東京に移住させられました。」(側注)

【清水書院】

「琉球王国は、日本と清朝の両方に属していたが、明治政府は１８７２年にこれを琉球藩とし、清に対しては琉球が日本に属することを認めさせようとした。そして、１８７５年には琉球から清への施設派遣を停止することを命じた。さらに１８７９年、琉球を沖縄県とする布告を発して、政府が派遣した役人を中心とする新たな体制のもとで政治をおこなうこととなった。」

「日本による琉球処分は、『ある国が実際に支配している地域は、その国に属する領土』という、近代の欧米諸国がつくり出した原理にしたがっておこなわれました。しかし、清は、朝貢国であった琉球が日本の領土となることを認めませんでした。これは、伝統的な朝貢による国際秩序と、近代の欧米的な国際関係の原理との衝突であったのです。」（コラム）

歴　史

【自由社】

「清との協議の結果、問題は解決したが、清はこれにより、琉球島民を日本国民と認めた。日本はそこで、１８７９（明治１２）年、琉球を日本の領土とし、沖縄県を設置した（琉球処分）。日本はこうして、近隣諸国との間の国境をほぼ確定することに成功した。」

【育鵬社】

「政府は、すでに１８７２（明治５）年には、琉球国王を琉球藩王として、琉球が日本領土であることを確認していましたが、この事件をきっかけに、１８７９（明治１２）年、琉球は沖縄県となりました（琉球処分)。」

３．大日本帝国憲法・教育勅語（天皇制絶対主義論に基づく記述）

学習指導要領

「自由民権運動、大日本帝国憲法の制定、日清・日露戦争、条約改正などを通して、立憲制の国家が成立して議会政治が始まるとともに、我が国の国際的地位が向上したことを理解させる。」

「大日本帝国憲法」に関する各教科書の記述は、以下の通り。

【東京書籍】

「１８８９年2月１１日、天皇が国民にあたえるという形で大日本帝国憲法が発布されました。憲法では、天皇が国の元首として統治すると定められ、帝国議会の招集、解散、軍隊の指揮、条約の締結や戦争を始めることなどが、天皇の権限として明記されました。また内閣については、各省の大臣は、天皇に対して個々に責任を負うとされたため、議会との関係は不明確でした。」

【日本文教出版】

「こうして１８８９年２月１１日、天皇が国民にあたえる形式で、主権は天皇にあると定められた大日本帝国憲法が発布されました。（中略）日本は、憲法と議会とをそなえたアジアで初めての立憲制国家となりました。」

【帝国書院】

「１８８９年、当時アジアで唯一の憲法である大日本帝国憲法が発布されました。大日本帝国憲法では、主権は天皇にあると定められ、軍隊をひきいる権限、外交権や戦争開始・終結の権限なども天皇にありました。帝国議会・内閣・裁判所のいずれもが、天皇の統治を助けるものとされました。」

【教育出版】

「(前略) １８８９年２月１１日、大日本帝国憲法として、天皇から国民に与えるという形で発布されました。この憲法では、天皇が国の元首として軍隊を統率し、外国と条約を結ぶなどの大きな権限をもち、憲法の規定に従って、大臣の補佐や議会の承認により国を統治することとされました。（中略）こうして日本は、欧米の先進諸国に４０～１００年遅れて、当時アジアでただ一つの、憲法と議会をもつ近代的な立憲国家となりました。」

歴　史

【清水書院】

「（前略）政府の内部だけで審議を重ねたうえ、１８８９年、天皇が国民にさずけるというかたちで大日本帝国憲法（明治憲法）を発布した。大日本帝国憲法は、天皇にきわめて大きな権限をあたえた。天皇が主権者として立法・行政・司法および軍備のすべての権限をにぎるように定めた。しかし、それらは天皇の判断だけではなく、憲法の決まりにしたがい、それぞれ国会・各大臣・裁判所・陸海軍の助けをえて行使されるように定められていた。（中略）こうして天皇を中心にし、選挙などをとおして国民の声を取り入れる国家のしくみができたのである。」

清水書院による大日本帝国憲法の資料
（条文の一部を抜粋する形）

第１条　大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス
第３条　天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
第５条　天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ
第１１条　天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
第２０条　日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス
第２９条　日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス

【自由社】

「大日本帝国憲法は、まず天皇が日本を統治すると定めた。その上で実際の政治は、各大臣の輔弼（助言）に基づいて行うものとし、天皇に政治的責任を負わせないこともうたわれた。」

「憲法の第３条が、その条文にあたる。条文の意味は、天皇は政治責任を問われないというもので、そのうら返しとして、政治的決定権は持たないという意味をふくんでいた。」（側注）

【育鵬社】

「この憲法で、天皇はあらためて国の元首と規定され、各大臣の輔弼（助言）と責任により、憲法の規定に従って統治を行うものと定められました。」

「天皇は、実際には政治的権限を行使することはなく、国家統治の精神的よりどころだった。実際の政治は、各大臣（内閣）と憲法に規定のない元老とよばれる政治家たちが行った。」（側注）

歴　史

「教育勅語」に関する各教科書の記述は、以下の通り。

【東京書籍】

「憲法発布の翌年には教育勅語が出されて、忠君愛国の道徳が示され、教育の柱とされるとともに、国民の精神的、道徳的なよりどころとされました。」

【日本文教出版】

「翌１８９０年には教育勅語が出され、天皇に対して忠義をつくし、国を愛する忠君愛国を国民道徳の基本とし、教育のよりどころとするという政府の方針が示されました。」

【帝国書院】

「憲法発布の翌年、天皇への『忠』と親への『孝』を基本とする教育勅語が発布されました。これは、国民の道徳や価値観の統一に大きな影響を与えることになりました。」

【教育出版】

「１８９０年には教育勅語が発布され、忠君愛国の思想や父母への孝行などの道徳が、学校教育を通じて国民に広められました。」

【清水書院】

「天皇の教育勅語をこれらの学校に下し、儀式のたびにこれを朗読させて、生徒たちのあいだに忠君愛国（天皇に対して忠義をつくし、国を愛すること）の精神を植えつけようとした。」

【自由社】

「１８９０年、議会の召集に先立ち、天皇の名によって『教育ニ関スル勅語』（教育勅語）が発布された。これは、父母への孝行、学問や公共心の大切さ、そして非常時には国のために尽くす姿勢など、国民としての心得を説いた教えで、１９４５（昭和２０）年の終戦にいたるまで、各学校で用いられ、近代日本人の生き方に大きな影響をあたえた。」

歴　史

【育鵬社】

「急激な欧米文化の流入にともない、教育界では日本の伝統的な考え方を軽視する動きも生まれ、教育の現場に混乱が生じていました。これに危機感をもった地方長官らの提案をもとに、１８９０（明治２３）年、明治天皇によって教育勅語（教育ニ関スル勅語）が発布されました。教育勅語は、親への孝行や友人どうしの信義、法を重んじることの大切さなどを説きました。また、国民の務めとして、それぞれの立場で国や社会のためにつくすべきことなどを示し、その後の国民道徳の基盤となりました。」

教育勅語の要約の比較

東 京 書 籍	育　鵬　社
わたし（明治天皇）が思うには、祖先の神や歴代の天皇が国を始められたのは、はるかむかしのことであり、代々の天皇の徳は深く厚いものである。…あなたたち臣民は、親孝行し、兄弟仲よくし、夫婦は協力し、友達は信じ合い、人には敬意をはらい、つつしみ深く、広く人々を愛し、学問を修め、業務を習い、知能をのばし、徳と能力をみがき、進んで公共の利益に奉仕し、世の中のつとめにはげみ、常に憲法を重んじ、法律を守り、いったん国家に危機がせまれば、忠義と勇気を持って国のために働き、天地とともにきわまりない皇室の運命を助けなければならない。…	国民は、両親には孝行をつくし、兄弟とは仲良く、夫婦はたがいに親しみ、友人とは信じ合い、自分はつつしみ深く、人々には博愛をもって接しなさい。学業を修めて知能を高め、高い人格をつくり、進んで社会に貢献して法律を守り、もし、国や社会に危急のことがおきたならば、正義と勇気をもって公のために働き、永久に続く祖国を助けなさい。

４．他国の侵略についての批判なし

ＧＨＱの検閲により、争う余地のない明確な歴史的事実であっても、日本人が米国とソ連、英国、朝鮮人、中国およびその他の連合国の批判を行うこと禁じられていた。日本の行為は「侵略」とする一方で、他国の行為は「攻め込みました」とするなど、このタブーがいまだに残り続けていると思われる記述がある。

「ソ連による満州・朝鮮への侵攻」に関する教科書の記述は、以下の通り。なお、東京書籍・日本文教出版・清水書院・自由社・育鵬社は、「侵攻」と記述。

【帝国書院】

「ソ連は日ソ中立条約を破って、『満州』や樺太などに攻めこんできました。」

【教育出版】

「８月８日には、ソ連がヤルタ会談の取り決めをもとに、日ソ中立条約を破棄して日本に宣戦し、満洲や南樺太、千島に攻め込みました。」

「朝鮮戦争」に関する教科書の記述は、以下の通り。なお、東京書籍・日本文教出版・自由社・育鵬社は、北朝鮮による「侵攻」と記述。

【帝国書院】

「１９５０年６月、北朝鮮軍が朝鮮を統一しようと韓国に攻めこみ、朝鮮戦争が始まりました。国連安全保障理事会（ソ連は欠席）は軍の派遣を決め、アメリカ軍を中心とする国連軍が韓国を支援しました。一方、北朝鮮には中国の義勇軍が加わりました。」

【教育出版】

「１９５０年６月、ソ連の支援を受けた北朝鮮が、武力統一を目ざし、北緯３８度線を越えて南下したのをきっかけに、朝鮮戦争が始まりました。国連は、ソ連が欠席のまま、北朝鮮への制裁を決め、アメリカ軍を中心とする国連軍を派遣して、韓国を支援しました。その後、中国の義勇軍が参戦し、北朝鮮を支援しました。」

歴　史

【清水書院】

「１９５０年、かねてから対立していた北朝鮮と韓国のあいだに戦争（朝鮮戦争）がはじまると、（以下略）」

「朝鮮戦争がおこると、国連安全保障理事会はソ連が欠席したままで北朝鮮を侵略者として決め、武力制圧のための国連軍をおくることとした。国連軍はアメリカ軍を中心に編成された。」（側注）

５．歴史上の人物の扱い

学習指導要領

「国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を、その時代や地域との関連において理解させ、尊重する態度を育てる。」

歴史上、重要と思われるが、教科書に掲載されていない人物（×が不記載）

人　　名	東 京 書 籍	日本文教 出 版	帝 国 書 院	教 育 出 版	清 水 書 院	自由社	育鵬社
神　武　天　皇	×	×	×	×	×		
仁　徳　天　皇	×		×	×			
中　江　藤　樹	×	×	×	×	×		
二　宮　尊　徳	×	×	×	×	×		
勝　　海　舟	×	×					
高　杉　晋　作	×				×		
渋　沢　栄　一		×	×	×			
乃　木　希　典	×	×	×	×	×		

６．人名・地名などの「現地読み」

今回から、中国や韓国の人名や地名などを、現地の読み方に近いカタカナで表記する歴史教科書が現れた。例えば、人名・地名の記述は、以下のようになっている。

現地読みによる教科書		従来の読みによる教科書	
東京書籍	日本文教出版	自由社	育鵬社
ユワンシーカイ 袁世凱 えんせいがい	ユワンシーカイ 袁世凱 えんせいがい	えんせいがい 袁世凱	えんせいがい 袁世凱 ユワンシーカイ
チャンチェシー 蔣介石 しょうかいせき	チャンチェシー 蔣介石 しょうかいせき	しょうかいせき 蒋介石	しょうかいせき 蔣介石 チャンチェシー
マオツォトン 毛沢東 もうたくとう	マオツォトン 毛沢東 もうたくとう	もうたくとう 毛沢東	もうたくとう 毛沢東 マオツォトン
ルーコウチアオ 盧溝橋 ろこうきょう	ルーコウチアオ 盧溝橋 ろこうきょう	ろこうきょう 盧溝橋	ろこうきょう 盧溝橋 ルーコウチアオ
リアオトンはんとう 遼東半島 りょうとうはんとう	リヤオトン 遼東半島	りょうとう 遼東半島	りょうとう 遼東半島 リアオトン
みまな 任那	イムナ 任那 みまな	みまな 任那	みまな 任那 イムナ

現地読みによる教科書の人名索引では、「袁世凱」、「蔣介石」は、「あ行」、「さ行」ではなく、それぞれ「や行」、「た行」に掲載されている。

（注）教科書からの引用は、原則として「白表紙本」によったが、採択に用いられる「見本本」が入手できた部分は、「見本本」によった。「見本本」では、各教科書会社が自主訂正を行うため、引用した記述が変更されている場合がある。なお、ルビは省略し、論点となる部分には下線を付した。また、東日本大震災を受けて、今後、教科書の記述が変更される可能性もある。